

平成30年第9回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年9月26日午後1時30分、下記の件の議定のため平成30年第9回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
 日程第 2 会期の決定
 日程第 3 事務報告
 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
 日程第 6 報告第 3号 農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について
 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について
 日程第 8 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 日程第 9 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について
 日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について
 日程第12 議案第 6号 農用地利用配分計画について
 日程第13 議案第 7号 非農地証明願について
 日程第14 議案第 8号 空き家に付属する農地指定申請について

1、出席委員 (22名)

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|---------|-----|-----|-----|------|------|
| 1番 | み三浦 | まさ正 | かつ勝、 | 2番 | だい大 | こく黒 | あき昭 | お夫、 | 3番 | あ阿 | べ部 | かず一 | のぶ信、 |
| 4番 | よし吉 | だ田 | まさ優 | 5番 | いわ岩 | ぶち淵 | けい敬 | いち一、 | 6番 | さ佐 | たけ竹 | ききみ | 子、 |
| 8番 | おお大 | おほ場 | ひろ裕 | 9番 | そ曾 | ね根 | かね金 | お雄、 | 10番 | ち千 | ば葉 | ゆう優 | 子、 |
| 11番 | すず鈴 | き木 | はる春 | 12番 | お尾 | がた形 | よう陽 | いちろう一郎、 | 13番 | おい及 | かわ川 | しょう正 | 一、 |
| 14番 | た多 | だ田 | じん仁 | 15番 | さ佐 | さ々木 | よし吉 | じ司、 | 16番 | すが菅 | わら原 | ひで英 | とし俊、 |
| 17番 | いわ岩 | ぶち渕 | ひろし弘、 | 18番 | さ佐 | さ々木 | ひろし弘、 | 20番 | かり狩 | の野 | かず和 | よし義、 | |
| 21番 | あき秋 | やま山 | のり憲 | 22番 | よね米 | やま山 | よし嘉 | ひこ彦、 | 23番 | くろ黒 | さわ澤 | みつ光 | ひろ啓、 |
| 24番 | すず鈴 | 木 | 康 | | | | | | | | | | |

2、欠席委員（1名）

7番 ^か狩 ^の野 ^{よし}善 ^{のり}典、19番 ^さ佐 ^{とう}藤 ^{まさる}勝

3、議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
主幹兼農地農政係長	小野寺 崇
農地農政係 主査	菅 原 賢 一
農地農政係 主事	千 葉 和 哉

（ 午後1時30分 開会）

議長（会長）

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。

只今から、平成30年第9回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

議長（会長）

欠席の通告があります。

議席番号7番 狩野 善典 委員、議席番号19番 佐藤 勝 委員から所要のため欠席の通告があります。

議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長（会長）

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、議席番号11番 鈴木 春江 委員、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員の両名を指名いたします。

議長（会長）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告をします。事務局長から報告いたさせます。

事務局長

8月30日から9月26日までの事務・事業結果並びに9月27日から10月29日までの事務・事業予定について報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告します。

第1区の番号1番及び2番の2案件、第2区の番号3番から10番までの8案件、第3区の番号11番から17番までの7案件、合計17案件について、事務局から報告いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆 面積4,033㎡、議案第2号の3条許可申請関連で、売買を行うための基盤法の賃貸借権設定解約の1案件

番号2番は、瀬峰地区の田1筆 面積1,284㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号3番は、若柳地区の田3筆 面積2,236㎡、双方合意による農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号4番及び5番は、若柳地区の田1筆 面積2,004㎡の同一案件で、売買を行うための農地中間管理事業及び基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号6番は、金成地区の田6筆 面積3,947㎡、議案第5号の農用地利用集積計画関連で、売買を行うための基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号7番は、志波姫地区の田9筆 面積12,660㎡、

番号8番は、志波姫地区の田10筆 面積9,068㎡、

番号9番は、志波姫地区の田5筆 面積9,713㎡、

番号10番は、志波姫地区の田2筆 面積3,338㎡、

番号7番から10番までは、議案第6号の農用地利用配分計画関連で、後継者へ経営移譲するための農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の4案件、

番号11番は、栗駒地区の田7筆 面積9,330㎡、双方合意による農地法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号12番は、栗駒地区の田1筆 面積2,000㎡、議案第5号の利用集積計画関連案件で、売買を行うための基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

番号13番及び14番は、栗駒地区の田3筆 面積5,745㎡の同一案件で、議案第5号の農用地利用集積計画関連で双方合意による農地利用収益円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号15番、16番は、栗駒地区の田1筆 面積983㎡の同一案件で、売

買を行うための農地中間管理事業及び基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、
番号17番は、鶯沢地区の田8筆 面積10,312㎡、議案第5号の利用
集積計画関連案件で、売買を行うための農地法の賃貸借権設定解約の1案件、
以上、17案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知に
ついて、報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、報告します。
第2区の番号1番から3番までの3案件について、事務局から報告いたします。

事務局

番号1番は、若柳地区の田1筆 面積976㎡、議案第5号の利用集積計画関
連案件で、売買を行うための親子間による農地法の使用貸借権設定解約の1案件、
番号2番は、志波姫地区の畑1筆 面積318㎡、
番号3番は、志波姫地区の畑2筆 面積1,746㎡、
番号2番及び3番は、議案第6号の農用地利用配分計画関連で、後継者へ経
営移譲するための農地中間管理事業の使用貸借権設定解約の2案件、
以上、3案件を説明報告

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わ
ります。

議長（会長）

日程第6、報告第3号、農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、報告します。

第1区の番号1番及び2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の田1筆、面積3,091㎡の内、518㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆、面積463㎡の内、194㎡

番号1番及び2番は、同一事業となっており、駐車場が手狭なため駐車場として利用する計画で、平成29年4月13日付けで宮城県から許可されていたが、事業計画の見直しにより駐車場造成計画を取りやめることにしたことからの返納する旨の2案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第6、報告第3号、農地法第5条の規定による許可指令書の返納届について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、一迫地区の田5筆、面積10,299㎡、畑4筆、面積1,509㎡、合計11,808㎡、平成29年4月24日付けで所有権移転売買の許可がされたが、その後、譲受人の意向（遠隔地で通作不便）により、売買契約の解除の申し出があったため、許可の取消しを求める旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願についての番号1番の1案件は、原案のとおり取り消すことに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願についての番号1番の1案件は、原案のとおり取り消すことに決しました。

議長（会長）

日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から7番までの7案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の畑1筆 面積5 1 6 m²、国有財産の払い下げによる経営の合理化（耕作利便）の所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 面積4, 0 3 3 m²、相手方の要望による経営の合理化（耕作利便）の所有権移転売買の1案件、

番号3番は、築館地区の田1筆 面積2, 6 5 5 m²、耕作不便による経営の

合理化（耕作利便）の所有権移転贈与の1案件、

番号4番は、一迫地区の畑1筆 面積772㎡、労力不足による経営の合理化（耕作利便）の所有権移転売買の1案件、

番号5番は、一迫地区の田2筆 面積4,751㎡、労力不足による相手方の要望の使用貸借権設定の1案件、

番号6番は、瀬峰地区の畑2筆、面積21,775㎡、相手方の要望による経営規模拡大の所有権移転売買の1案件、

番号7番は、瀬峰地区の田1筆、面積2,210㎡、畑3筆、面積6,168㎡、合計8,378㎡、相手方の要望による親戚への所有権移転贈与の1案件、

以上、7案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る9月20日、議席番号20番 狩野 和義 委員、農地利用最適化推進委員 佐々木 栄夫 委員 及び 佐々木 耕太郎 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木 栄夫 推進委員

議案第2号について報告いたします。

番号1番から7番までの詳細については、事務局が説明したとおりであり、経営の合理化、労働力不足、相手方の要望による使用貸借権設定や所有権移転売買、贈与であり、特に問題ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号8番及び9番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号8番は、栗駒地区の畑1筆 面積209㎡、

番号9番は、栗駒地区の畑1筆 面積896㎡、

番号8番及び9番は、相手方の要望による耕作不便の所有権移転贈与の2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る9月21日、議席番号10番 千葉 優子 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員 及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 千葉 優子 委員から報告願います。

議席番号10番 千葉 優子 委員

議案第2号の第3区分の番号8番、9番の詳細については、事務局が説明したとおりであり、労働力不足や相手方の要望による所有権移転贈与であり、隣接農地の贈与ということで、特に問題ないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から9番までの9案件は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての番号1番から9番までの9案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（会長）

日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の畑1筆、面積438㎡を転用し、アパート1棟及び駐車場を建築造成し、不動産収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 栄夫 推進委員から報告願います。

佐々木 栄夫 推進委員

番号1番の詳細については、事務局から説明のあったとおりであり、現地を確認しますと、栗原中央病院の南側に位置する住宅地に囲まれた平坦な畑で何

も作付けされていない状況でありました。また、申請地は、都市計画区域内の用途地域に指定されている地域でありますので、転用については、特に影響はないものと確認してきましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号2番は、志波姫地区の畑1筆 面積293㎡を転用し、自家用及び来客用駐車場、自宅までの進入路を造成するものであるが、進入路については、自宅建築された当時から無許可で使用していたことから、顛末書の提出をいただいた案件となる。なお、農地区分は、1種農地に該当するところであるが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨を説明。

議長（会長）

次に、去る9月21日、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 上山 喜志雄 委員 及び 佐々木 進 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 推進委員から報告願います。

上山 喜志雄 推進委員

番号2番の詳細は、事務局から説明があつとおりであり、現地は、パイプハ

ウスを活用しながら駐車場と、また、今までも利用していた進入路として転用するものであり、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号3番は、鶯沢地区の田3筆 面積3,570㎡の内、0.56㎡を一時転用し、下部ではホールクロップ用サイレージ稲を作付し、上部では営農型太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、農振農用地区域に該当するが、営農型太陽光発電設備であるため、例外規定で取り扱う旨を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

番号2番は、太陽光発電設備の設置で営農型による案件で、許可要件も厳しいようではありますが、計画書ではホールクロップ用稲の栽培となっており、現地も、ホールクロップ用稲が栽培され、刈り取られた形跡も見られました。

本人からもぜひやりたいという申請案件でもあり、営農型の太陽光発電設備

であることから、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についての番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号22番の1案件を審議します。

議席番号10番 千葉 優子 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時07分、議席番号10番 千葉 優子 委員退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時08分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号22番は、花山地区の畑1筆 面積1,526㎡、父からの賃貸借権設定により借り受け、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地である第2種農地である旨を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

番号22番について現地確認しますと、特に問題ないと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号

22番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号22番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、議席番号10番 千葉 優子 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時12分、議席番号10番 千葉 優子 委員着席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時13分）

次に、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の畑2筆 面積1,459㎡、賃貸借権設定により借り受け、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨を、

番号2番は、築館地区の田1筆 面積695㎡の内548.42㎡、

番号3番は、築館地区の田1筆、面積3,571㎡の内129.11㎡

番号2番及び3番は同一事業案件で、賃貸借権設定により借り受け、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、山林や原野に囲まれた小集団の生産性の低い農地である第2種農地である旨を、

番号4番は、築館地区の田1筆 面積1,356㎡、地上権設定を行った上での賃貸借権設定により借り受け、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨を、

番号5番は、一迫地区の畑2筆 面積6,111㎡の内786㎡、貸人及び借人が同一人物である個人から法人への使用貸借権設定により貸借し、経営する建設業の事務所及び資材置場までの通路として利用するものであり、農地区分は、山林に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い農地である第2種農地である旨を、

番号6番は、一迫地区の畑1筆 面積906㎡、所有権移転売買により購入し、経営する建設業の資材置場として利用するものであり、農地区分は、山林に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い農地である第2種農地である旨を、

なお、番号5番及び6番は、平成30年7月19日付けで県から農振除外の公告があった案件ではあるが、以前から無断転用していた経緯があることから始末書の提出をいただいている案件である旨を、

以上、6案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 狩野 和義 委員から報告願います。

議席番号20番 狩野 和義 委員

議案第4号、農地法第5条許可申請について、報告します。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、現地を見ますと、番号1番は、草が生い茂り道路に面した農地であるが、他の農地と比べ一段低い農地であり、特に問題はないものと、

番号2番、3番は、廻りが住宅や水田に囲まれており、転作田として牧草が植えられておりましたが、境界もはっきりしており、特に問題はないものと、

番号4番は、宅地や水田に囲まれた農地であるが、転作田としてきれいに管理され、境界もはっきり分かる状況であるので、特に問題はないものと、

番号5番、6番は、既に通路や資材置場として利用されておりますが、再三

にわたる行政指導に基づく今回の申請であり、始末書も提出していただいていることから、止むを得ないものと、判断してまいりました。

以上6件について、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

はい、22番。

議席番号22番 米山 嘉彦 委員

4番の案件で、地上権設定の転用と説明あったが、もう少し詳しく説明していただきたい。

議長（会長）

事務局説明。

事務局

地上権設定の権利は、借受人が地主の同意も得ずに、第3者に権利を譲渡することができるような、普通の賃貸借権設定よりも効力が強い権利設定となるものであります。

議長（会長）

よろしいでしょうか。

—「はい」の声—

他にありませんか。

議長（会長）

はい、1番。

議席番号1番 三浦 正勝 委員

番号5番、6番の案件について、始末書が提出されている案件ということであるが、始末書の内容について伺いたい。

議長（会長）

事務局説明。

事務局

始末書は、県知事及び農業委員会会長宛になっており、内容は、農地法を理解せず、許可を受けずに農地を通路や資材置場として利用したことに対し、深く反省しお詫び申し上げます内容と、今後は、かかることのないよう十分注意していくので、寛大な処置をお願いする内容の始末書である。

議長（会長）

よろしいでしょうか。

議席番号1番 三浦 正勝 委員

今後は、かかることのないよう十分注意していくとの内容であったので、了解しました。

議長（会長）

他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から13番までの7案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号7番は、若柳地区の田2筆 面積1,715㎡、所有権移転売買により購入し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、若柳総合支所から300m圏内に該当する第3種農地である旨を、

番号8番は、志波姫地区の畑1筆 面積2,919㎡、所有権移転売買により購入し、建売住宅12棟及び位置指定道路を建築造成するものであり、農地区分は、水道、下水道管が埋設されている道路に隣接し、概ね300m以内に築館総合支所や栗原中央病院などの公共施設がある第3種農地である旨を、

番号9番は、若柳・志波姫地区の田3筆 面積2,938㎡の内952.70㎡、

番号10番は、志波姫地区の田2筆 面積568㎡の内449.40㎡、

番号11番は、志波姫地区の田1筆 面積4,505㎡の内516.40㎡、

番号12番は、志波姫地区の田1筆 面積99㎡、

番号13番は、志波姫地区の田1筆 面積1,533㎡の内349.90㎡、

番号9番から13番までは、賃貸借権設定や使用貸借権設定により借り受け一時転用し、県工事である迫川河川掘削工事における仮設道路として6ヶ月間使用するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが一時的な転用であるので例外規定で取り扱う旨を、

以上、7案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号12番 尾形 陽一郎 委員から報告願います。

議席番号12番 尾形 陽一郎 委員

議案第4号、農地法第5条許可申請について、報告します。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、

番号7番は、太陽光発電設備を設置するもので、現地は迫桜高校に隣接する休耕田となっており、周りにも特に問題はないものと、

番号8番は、市道に面した住宅街にある畑で、現在は何も作付けされておら

ず、住宅街にある第3種農地であることから特に問題ないものと、

番号9番から13番までは、県発注の河川工事に係る仮設道路の一時転用の案件であり、周辺農地にも特に影響ないものと、判断しました。

以上、7案件についてご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい、23番。

議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

番号7番の案件で、公共施設から300m以内にある第3種農地に太陽光発電設備を設置するものであるが、第3種農地だからといって田の真ん中に設置するような場合は、当農業委員会においても、ある程度の基準を設けて考えるべきと思うが、いかがか伺います。

議長（会長）

事務局説明。

事務局

農地転用許可基準において第3種農地は、原則として許可できるとなっておりますが、周辺農地にも影響を及ぼすおそれのある場合などは、周辺農地の所有者から同意をとりながら進めているところであります。今後は、その辺も踏まえて検討していかなければならないと考えております。

議長（会長）

はい、23番。

議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者

検討の材料として、太陽光発電設備が多く広がるようになれば、雨水時による洪水等の影響も懸念されることとなる。このようなことも考慮していかなければならないのではないかと。

議長（会長）

いろいろな面から想定される問題があると考えますことから、許可権限者である宮城県とも相談しながら検討していくこととします。

他にありませんか。

議長（会長）

はい、16番。

議席番号16番 菅原 英俊 委員

関連でもあるが、都市計画区域内にある第3種農地は原則可とされているとのことであるが、私たち農業委員は、どの地域が都市計画区域内であるか分からない。図面の添付・提供等をお願いしたい。

議長（会長）

事務局説明。

事務局

都市計画区域の図面については、農業委員会でも持ち合わせておりませんので、建設部都市計画課と協議しながら、今後対応させていただきたい。

議長（会長）

その他ありませんか。

はい、1番。

議席番号1番 三浦 正勝 委員

番号7番の案件であるが、福島県郡山市の公務員が所有権移転売買により太陽光発電設備を設置するとのことであるが、郡山市からでは管理ができないと

思われる。事業実施主体者の責任でもある事業の安定性や継続性についてはどのようになっているのか伺う。

議長（会長）

ここで、午後 3時15分まで休憩します。
(休憩 午後 3時02分から3時15分まで)

議長（会長）

それでは、休憩をとり、会議を再開します。(午後 3時15分)
早退の通告があります。

議席番号15番 佐々木 吉司 委員、議席番号18番 佐々木 弘 委員
から、所要のため午後3時30分から早退する旨の通告があります。

それでは、事務局説明。

事務局

太陽光発電設備を設置するのは、東京に本社がある企業で、申請人は土地を貸すオーナー的な存在となっており、保守管理の全ては、太陽光発電設備を設置した企業が行うこととなっております。

議長（会長）

よろしいですか。

議席番号1番 三浦 正勝 委員

管理主体がはっきりしているのであれば、止むを得ないと理解した。

議長（会長）

他にありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番から21番までの8案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号14番は、栗駒地区の田2筆 面積488㎡の内364㎡、

番号15番は、栗駒地区の田2筆 面積2,103㎡の内773㎡、

番号16番は、栗駒地区の田2筆 面積387㎡、

番号14番から16番までは、先に審議した番号9番から13番までの関連で、賃貸借権設定により借り受け、一時転用し、県工事である二迫川築堤盛土工の盛土材の運搬道路として6ヶ月間使用するものであり、農地区分は、農用地区域に該当するが一時的な転用であるので例外規定で取り扱う旨を、

番号17番は、栗駒地区の田1筆 面積614㎡、

番号18番は、栗駒地区の田1筆 面積268㎡、

番号19番は、栗駒地区の畑1筆 面積124㎡、

番号20番は、栗駒地区の畑1筆 面積90㎡、

番号21番は、栗駒地区の畑1筆 面積92㎡、

番号17番から21番までは、同一事業による案件で、所有権移転売買により購入し、事業用大型車両の駐車場が不足していることから駐車場を造成するものであり、農地区分は、1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨を、

以上、8案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

番号14番から16番までは、現地を確認しますと何も問題ないものと、番号17番から21番までは、周辺農地にも特に影響はないものと確認してまいりました。ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から21番までの21案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から21番までの21案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号9番の1案件を審議します。

議席番号4番 吉田 優俊 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 3時32分、議席番号4番 吉田 優俊 委員退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時33分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号9番は、栗駒地区の田3筆 面積5,745㎡、新規による使用貸借権設定で、報告第1号の合意解約関連の契約内容変更に伴う1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画についての番号9番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画についての番号9番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、議席番号4番 吉田 優俊 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 3時36分、議席番号4番 吉田 優俊 委員着席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時37分）

次に、第1区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、一迫地区の田14筆 面積9,908.12㎡、所有権移転売買の1案件、

番号2番は、一迫地区の田1筆 面積1,974㎡、親戚間による新規の使用貸借権設定の1案件、

以上、2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号3番から7番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号3番は、若柳地区の田1筆 面積976㎡、
番号4番は、若柳地区の田1筆 面積1,986㎡、
番号5番は、若柳地区の田1筆 面積1,011㎡、
番号6番は、若柳地区の田1筆 面積2,004㎡、
番号3番から6番までは、所有権移転売買による4案件、
番号7番は、金成地区の田7筆 面積3,971㎡、所有権移転売買による
1案件、
以上、5案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号8番及び10番の2案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号8番は、栗駒地区の田1筆 面積2,000㎡、
番号10番は、鶯沢地区の田8筆 面積10,312㎡、
番号8番及び10番は、所有権移転売買の2案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号の農用地利用集積計画についての番号1番から8番まで及び10番の9案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画についての番号1番から8番まで及び10番の9案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第2区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

農用地利用配分計画の貸人は、全て農地中間管理機構となります。

番号1番は、志波姫地区の田9筆 面積12,660㎡、

番号2番は、志波姫地区の田10筆 面積9,068㎡、

番号3番は、志波姫地区の田5筆 面積9,713㎡、

番号4番は、志波姫地区の田2筆 面積3,338㎡、

番号1番から4番までは、報告第1号の合意解約関連で、借人が後継者へ経営移譲するための再配分計画による賃貸借権設定の4案件、

番号5番は、志波姫地区の畑1筆 面積318㎡、

番号6番は、志波姫地区の畑2筆 面積1,746㎡、

番号5番及び6番は、報告第2号の使用貸借権解約関連で、借人が後継者へ

経営移譲するための再配分計画による使用貸借権設定の2案件、
以上、6案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、農用地利用配分計画についての番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第7号、農用地利用配分計画についての番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第13、議案第7号、非農地証明願について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号7番の1案件を審議します。

議席番号10番 千葉 優子 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。

(午後 3時43分、議席番号10番 千葉 優子 委員退席)

議長 (会長)

会議を再開します。(午後 3時44分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号7番は、花山地区の田1筆、面積105㎡、願出地は、昭和30年頃から現自宅へ通じる宅道として利用しているものであり、宅地への地目変更を願った旨の1案件を説明。

議長 (会長)

次に、現地確認調査の結果報告をお願いします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

番号7番の案件について現地を確認しますと、移住したときから宅道として利用していることが確認できました。許可にあたっては、特に問題はないものと確認してまいりましたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長 (会長)

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、非農地証明願についての番号7番の1案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号、非農地証明願についての番号7番の1案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、議席番号10番 千葉 優子 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 3時48分、議席番号10番 千葉 優子 委員着席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 3時49分）

次に、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の畑2筆、面積490㎡、願出地は、昭和55年11月頃に、先代の父が駐車場用地として造成し現在に至っているものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨を、

番号2番は、一迫地区の畑1筆、面積1,158㎡、願出地は、昭和40年頃から耕作せず山林化しており、現在は、耕作道もなく周辺林地と一体化し、境界も分からない状態であるため、山林への地目変更を願い出た旨を、

番号3番は、一迫地区の畑4筆、面積13,565㎡、願出地は、昭和40年代に先代の父が、生前中に杉を植林し現在に至っているものであり、山林への地目変更を願い出た旨を、

番号4番は、瀬峰地区の畑1筆、面積87㎡、願出地は、昭和49年頃の先代の母の時代から宅地敷きとして一体的に利用され、現在は法面となっている

ものであり、雑種地への地目変更を願い出た旨を、
以上、4案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第7号、非農地証明願いについて、報告いたします。

番号1番は、住宅街に囲まれており、駐車場として舗装されていることから、周りの状態から見ても農地としての復元は難しいものと、

番号2番は、山林化しており、周辺も山林状態となっていることから農地としての復元は難しいものと、

番号3番は、植林して山林化しており、植林後50年も経過していることから農地としての復元は難しいものと、

番号4番は、申請地が急勾配な法面となっていることから農地としての復元は難しいものと、判断してきました。

以上4件について、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号5番は、若柳地区の畑1筆、面積2,823㎡、願出地は、耕作不便な場所のため減反したところ、平成8年頃から周辺林地と一体化し耕作困難地となっていることから、原野への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 進 推進委員から報告願います。

佐々木 進 推進委員

議案第7号について、報告します。

番号5番の詳細については、事務局から説明があったとおりであり、現地を見ますと山林化しており、農地としての利用は難しいものと判断してまいりました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号6番は、栗駒地区の畑1筆、面積329㎡、願出地は、昭和51年8月頃、先代の父が住宅を建築した際、宅地敷きとして一体的に利用され、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

番号6番については、事務局から説明があったとおりであり、現地を確認しますと、宅地敷きとして利用されており除草もされておりました。許可にあたっては、特に問題はないものと判断しましたので、ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、非農地証明願についての番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号、非農地証明願についての番号1番から6番までの6案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長）

日程第14、議案第8号、空き家に付属する農地指定申請について、を議題とします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、一迫地区の畑1筆 面積478㎡、願出地は、平成30年6月14日付け第59号で栗原市空き家情報登録制度に登録された物件に付随する農地で、当農業委員会が定めた空き家に付属した別段面積の指定について、申請があった旨の1案件を説明

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号20番 狩野 和義 委員から報告願います。

議席番号20番 狩野 和義 委員

議案第8号について、報告いたします。

番号1番については、事務局から説明があったとおりであります。現地は、四方が住宅に囲まれた宅地（空き家）や農地で、境界もはっきりしておりました。指定については、特に問題はないものと判断してきましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第18号、空き家に付属する農地指定申請についての番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第9回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 4時10分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員